

令和6年度旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施施設の選定について

1. 事業名 令和6年度旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業

2. 応募施設数 7施設

3. 選定施設

旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業審査基準に基づき、応募のあった7施設から次の4施設を選定する。

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| (1) 藤原さんち保育園（定員3名） | 【南エリア】緑が丘東 3-1 |
| (2) 隣保会乳児保育所（定員3名） | 【北エリア】本町 2 |
| (3) 認定こども園わんぱく保育園分園第一にこにこ園（定員3名） | 【南エリア】2条通 11 |
| (4) 認定こども園西神楽宮前こども園（定員3名） | 【南エリア】西神楽南 1-1 |